



## 住宅改修の対象になる 6 種類の工事とは？

介護保険の対象となる工事内容は以下の 6 種類に限定されています。

### ①手すり

歩行や立ち上がる際の支えとなる手すりの取り付けです。玄関やトイレ、浴室などいろいろな場所で施工できます。住宅改修の工事では手すりの取り付けがもっとも多く、需要が高い工事内容です。

### ②段差の解消

段差の解消は、歩きやすくなるうえ転倒予防にもなります。廊下や玄関、浴室などだけではなく、段差の解消にはスロープの設置も含まれるので、車椅子を利用する人にも必要な工事といえるでしょう。\* 段差の解消は 2 番目に需要の高いリフォームです。

### ③床や通路の材料変更

床や通路の材料を変更できます。滑りにくい素材の床にしたり、車椅子が動きやすいように畳をフローリングに変えたりする工事がこれにあたります。

### ④扉の取り換え

扉の取り換えが可能です。開け閉めが容易で介助の邪魔にならない引き戸に取り換える工事などが挙げられます。

### ⑤便器（トイレ）の交換

和式便器から洋式便器への交換や、便器の向きを変えるなどの工事です。洋式便器は高齢者本人が楽にトイレを使用できるだけでなく、介護をする人の負担も軽減します。

### ⑥付帯工事

上記 5 つのリフォームを行うために付帯して必要となる工事です。

たとえば、手すりの取り付けのための壁の補強や便器交換のための水道工事などがここに分類されます。

## 住宅改修をしたい！流れや必要な申請書類とは？

### (1) ケアマネに相談

まずは、担当のケアマネジャーに相談します。自宅のどんなところに不便さを感じているのかを具体的に話しましょう。

### (2) 事業者の選択・見積もり

どのようなリフォームをするかが決まったら、ケアマネが施行事業者の選択や見積もり依頼を行います。

### (3) 市町村に申請書類を提出

続いて、工事をする前の段階で市町村に以下の 4 つの書類を提出し申請します。

①支給申請書 ②工事費見積り書 ③介護リフォームが必要な理由書

④リフォーム後、完成予定の状態がわかるもの（日付の入った写真、もしくは住宅の間取り図など）

### (4) 介護リフォーム開始

市町村が申請書類を確認し「住宅改修が必要」と判断されたら、いよいよ工事開始です。

### (5) 工事費を全額支払う

介護リフォーム終了後、施工業者に全額工事費の支払いをします。

### (6) 住宅改修費の支給申請を行う

全額支払ったあと、市町村に改修費支給の申請を行います。

その際に必要な書類は以下の 4 つです。

①介護リフォームの領収書 ②工事費内訳書

③介護リフォームの完成後の状態を確認できる書類（日付の入った修繕前と修繕後の写真）

④住宅所有者の承諾書

### (7) 自己負担分を除いた金額の支給

保険者である市町村は、上記の書類を確認して適切な工事が行われたかをチェックします。

適切だと認められると、自己負担分を除いた金額が戻ってきます。

